

議案 93号 市道の路線の認定について

議案 94号 市道の路線の廃止について

議案 95号 市道の路線の変更について

議案の説明に入ります前に、今回上程しております市道の路線の認定、廃止、変更の全体概要について、お手元に配布をさせていただきました補足資料を基に説明させていただきます。

「令和6年大津市議会定例会 6月通常会議 市道認定等一覧表」をご覧ください。

1 路線数でございますが、認定26路線、廃止1路線、変更9路線、今議会に上程するのは、計36路線でございます。

増加路線数としては、25路線となります。

2 内訳でございますが、開発が17件34路線、路線整理が2件2路線、合計19件、路線数は36路線について議会の議決を頂こうとするものであります。

3 延長でございますが、認定1.54kmの増、廃止0.04kmの減、変更0.75kmの増となり、差し引き2.25kmの増となります。

4 総路線数でございますが、現在6,580路線で、今回の認定で25路線の増加となり、市道路線数が6,605路線となります。

5 総延長でございますが、現在1,559.02kmで、3で説明いたしました増加延長2.25kmを加えますと総延長は、1,561.27kmとなります。

それでは、議案書の説明に入らせていただきます。

議案書の17ページをお願いします。

議案第93号 市道の路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案書の17ページから19ページにかけて、新たに市道に認定する路線26路線の路線名と起点及び終点の所在を記載しております。

各路線につきまして位置図で説明させていただきます。

20ページをお願いします。

位置図右上の参考の枠内に記載しております、丸印が路線の起点を表し、矢印が終点を表します。

それでは、各路線の説明に入ります。

場所は、本堅田一丁目、市道北2570号線、市道北2571号線は、開発に伴う認定であります。

21ページをお願いします。

場所は、堅田一丁目、市道北2572号線は、開発に伴う認定であります。

22ページをお願いします。

場所は、下阪本一丁目、市道中0739号線、市道中0740号線は、開発に伴う認定であります。このうち、市道中0740号線は歩行者専用道路であります。

23ページをお願いします。

場所は、坂本二丁目、市道中0899号線、市道中0900号線は、開発に伴う認定であります。

24ページをお願いします。

場所は、穴太一丁目、市道中1067号線、市道中1068号線、市道中1069号線は、開発に伴う認定であります。

25ページをお願いします。

場所は、南志賀四丁目、市道中1559号線は、開発に伴う認定であります。

す。

26ページをお願いします。

場所は、南志賀三丁目及び勸学一丁目、市道中1560号線、市道中1561号線、市道中1562号線は、開発に伴う認定であります。

27ページをお願いします。

場所は、三井寺町、市道中2540号線は、路線整理に伴う認定であります。

28ページをお願いします。

場所は、下阪本四丁目及び下阪本三丁目、市道中4906号線、市道中4907号線、市道中4908号線は、開発に伴う認定であります。このうち、市道中4907号線は歩行者専用道路であります。

29ページをお願いします。

場所は、坂本二丁目、市道中5001号線、市道中5002号線は、開発に伴う認定であります。

30ページをお願いします。

場所は、富士見台、市道南1136号線、市道南1137号線は、開発に伴う認定であります。

3 1 ページをお願いします。

場所は、月輪三丁目、市道東 4 7 5 6 号線は、開発に伴う認定であります。

市道東 4 7 5 6 号線は歩行者専用道路であります。

3 2 ページをお願いします。

場所は、大萱六丁目、市道東 4 9 9 8 号線は、開発に伴う認定であります。

3 3 ページをお願いします。

場所は、大江六丁目、市道東 5 0 1 6 号線、市道東 5 0 1 7 号線は、開発に伴う認定であります。

以上、議案第 9 3 号 市道の路線の認定についての説明とさせていただきます。

つづきまして、3 4 ページをお願いします。

議案第 9 4 号市道の路線の廃止について

次の市道の路線を廃止することについて、道路法第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

3 4 ページをお願いします。路線を廃止する 1 路線の路線名と起点及び終点の所在を記載しております。

位置図で説明させていただきます。

35ページをお願いします。

位置図右上の参考の枠内に記載しております、丸印が廃止する路線の起点を表し、矢印が終点を表します。

場所は、坂本二丁目、市道東中0824号線は、後で説明いたします市道中0858号線の延伸により重複する部分を廃止するものです。

以上、議案第94号 市道の路線の廃止についての説明とさせていただきます。

つづきまして、36ページをお願いします。

議案第95号 市道の路線の変更について

次の市道の路線を変更することについて、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

36ページから37ページにかけまして、路線を変更する9路線の路線名と起点及び終点の所在を記載しております。

各路線につきましては、位置図で説明させていただきます。

38ページをお願いします。

位置図右上の参考の枠内に記載しております点線丸印から点線矢印線区間が変更前で、実線丸印から実線矢印区間が変更後となります。

場所は、荒川、市道北7137号線は、路線整理に伴う路線の延伸であります。

39ページをお願いします。

場所は、坂本二丁目、市道中0858号線、市道中0876号線は、開発に伴う路線の延伸であります。

40ページをお願いします。

場所は、穴太一丁目、市道中1053号線は、開発に伴う路線の延伸であります。

41ページをお願いします。

場所は、勸学一丁目及び南志賀三丁目、市道中1513号線、市道中1543号線は、開発に伴う路線の延伸であります。

42ページをお願いします。

場所は、国分二丁目、市道南2693号線は、開発に伴う路線の延伸であります。

43ページをお願いします。

場所は、月輪三丁目、市道東4704号線は、開発に伴う路線の延伸であります。

44ページをお願いします。

場所は、大江六丁目、市道東5012号線は、開発に伴う路線の延伸であります。

以上、議案第93号、市道の路線の認定について、議案94号、市道の路線の廃止について、議案第95号、市道の路線の変更についての説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。